



古代くん情報局 2

年金

住民課
住民年金係

付加年金を納付しませんか

付加年金とは



平成19年度の老齢基礎年金の年金額は792、100円(満額)40年間保険料納付)ですが、老後により高い老齢基礎年金を受けたいと考えている方のために、毎月の保険料(平成19年度は14、100円)のほかに付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される付加年金があります。

第1号被保険者の場合は、報酬によって保険料や給付額が増減する厚生年金保険などの被用者年金制度とは違い、保険料と給付(老齢基礎年金)額が定額と

なっていますので、将来の生活設計にあわせて、この付加年金のほかにも、公的な年金制度である国民年金基金、個人型確定拠出年金および農業者が加入できる農業者年金の制度があります。これら上乗せ制度の保険料は、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

付加保険料の額は定額です



付加保険料の額は1カ月400円です。付加保険料を納付することができる対象の方は、第1号被保険者または任意加入被保険者

の方です。

保険料の免除または保険料の納付猶予を受けている方や国民年金基金の加入員の方は、付加保険料を納めることはできません。

また、農業者年金の加入者は、必ず付加保険料を納付しなければならぬことになっています。

付加年金額の計算方法について



付加年金額の計算は、次のとおりです。

年金額 \parallel 200円 \times
付加保険料納付月数
(65歳から老齢基礎年金を受給する場合)

つまり、保険料月額400円に対して、年金額は年200円ですから、65歳から年金を受給した場合、仮に1年間付加保険料

を納付した場合、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。

なお、この付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給され、老齢基礎年金を65歳より前に繰上げ受給または66歳以後に繰下げ受給しようとする場合には、付加年金額も老齢基礎年金の減額率および増額率に応じて減額又は増額されます。

問合せ

- ① 付加保険料の納付手続きの詳細については、**社会保険事務所** (☎0949-22-0891) にお問い合わせください。
<http://www.sia.go.jp/>
- ② 国民年金基金の加入については、**福岡県国民年金基金** (☎0120-65-4192) にお問い合わせください。
<http://www.npfa.or.jp/>